



特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

徐々に認知度が高まってきた「マイナンバー制度」従業員の個人番号の取得方法は？

◆「制度を知らなかった」は 1 割未満に

内閣府（政府広報室）より「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」の結果が 9 月上旬に発表されました。

- ・「マイナンバー制度について内容まで知っていた」前回 28.3%→今回 43.5%
- ・「マイナンバー制度について内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」前回 43.0%→今回 46.8%
- ・「マイナンバー制度について知らなかった」前回 28.6%→今回 9.8%

◆取得・保管・廃棄の方法のパターン

マイナンバー制度に関しては、原則として 10 月 5 日時点の住民票の住所宛に、国民一人ひとりに「個人番号」が通知されることになっています。

企業としては、まずは従業員の個人番号を取得し、その後保管し、場合によっては廃棄する必要がありますが、個

人番号の取得から廃棄までの方法としては、次の 3 パターンが考えられます。

- (1) 取得から廃棄までをすべて『クラウド・システム等』で行う
- (2) 取得は『紙』で行うが、それ以降は『クラウド・システム等』で行う
- (3) 取得から廃棄までをすべて『紙』で行う

どのように取得・保管・廃棄を行うかをまだ決めていない場合は、企業規模（従業員数）やマイナンバー関連業務に携わる担当者の数、かけることができる手間や費用等に応じて、上記のいずれかの方法を決定する必要があります。

◆1 月から個人番号を記載
来年 1 月からは、各種届出用紙に個人番号の記載が必要となります。社内体制を完全に整えたうえで制度スタートを迎えたいものです。

「改正個人情報保護法」 「改正マイナンバー法」 成立で変わること

◆関連する両法を併せて改正

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）とマイ

ナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正法が可決、成立しました。

◆個人情報取扱事業者の範囲拡大と監視の強化

改正個人情報保護法では、マイナンバー法に合わせて、これまでは対象外とされていた取り扱う個人情報 5,000 件以下の小規模事業者も「個人情報取扱事業者」として規制の対象とし、監視機関として、マイナンバー法で定められていた「特定個人情報保護委員会」を改組して「個人情報保護委員会」とし、個人情報の保護に関する強力な権限をもつ第三者機関とすることになりました。

◆「匿名加工情報」の利用拡大

一方、これまでは本人の同意が必要とされていた、情報が誰のものかがわからないようにした「匿名加工情報」の利用については、本人の同意がなくても他人に提供できるようになります。

いわゆる「ビッグデータ」として、買い物の履歴や様々なサービスの利用情報などが、新商品の開発に役立て



いと考える企業の間で売買され、活用されることが考えられます。

◆預金口座やメタボ検診の記録も連結へ

マイナンバー法の改正では、2018 年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報もマイナンバーとの結び付けが可能になり、税務調査で預金残高の状況がつかみやすくなります。

本人の同意を条件にしたのは、財布の中身を知られたくない預金者に配慮したためですが、政府は 2021 年をメドに義務化する方向で検討しています。

また、「メタボ健診」の記録を 2016 年から、予防接種の記録については 2017 年から個人番号と結びつけて使えるようにし、引っ越し時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体にスムーズに引き継がれるようになります。

◆基礎年金番号との連結は先延ばし

ただ、日本年金機構による個人情報流出問題を受け、同機構はマイナンバーをしばらく扱えないことも決まりました。

マイナンバーと基礎年金番号の連結は、2016 年 1 月の予定から最大 1 年 5 か月間延

期されます。

発送間近！「マイナンバー通知カード」に関する 注意点と変更手続

◆通知カードの送付先

マイナンバー通知カードは、10 月以降、世帯主宛てに世帯全員分が、住民票の住所地に転送不要の簡易書留で郵送されます。

従業員が現在住んでいるところと住民票の住所地が異なる場合、通知カードが受け取れないおそれがあるため、企業は従業員に対し注意喚起する必要があります。

◆通知カードが届かないおそれのある人とは

従業員本人の引っ越しや転勤による住所の移動後、住所変更の手続きをしていない方です。

また、扶養する子が進学等を機に住所を移している場合、そちらに通知カードが送付されるので注意が必要です。

上記の他、以下の方も 9 月 25 日までに住所情報の登録をする必要があります。

- ・東日本大震災被害者で避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等の被害者で避難されている方
- ・一人世帯で長期間にわたり

医療機関や施設に入院または入所して、住民票の住所地に誰も居住していない方

◆住民票の異動手続の仕方

手続きは、住所地の市区町村役場へ、「本人確認書類」、「届出人の印鑑」、「転出証明書（同一市区町村内の異動の場合は不要）」、「特別永住者証明書・在留カード（外国人の場合）」を持参して行います。

国外からの移転の場合は、「転入者全員のパスポート」、「転入者全員の戸籍の附票（本籍地が異なる場合）」、「届出人の印鑑」が必要です。

◆居所情報の登録申請手続の仕方

住民票の住所地である市区町村役場に持参または郵送（9 月 25 日必着）で、次の書類を提出します。代理人による場合は「代理権を証明する書類」、「代理人の本人確認書類」も必要です。

- ・居所情報登録申請書（申請者 1 人ごとに 1 枚）
- ・本人確認書類
- ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書等）